

恵珠苑 指定通所介護事業所

重要事項説明書（介護予防）改正内容

1. 改正内容

今般、当事業所におきましては、長崎県国民健康保険団体連合会における審査によりまして、ご利用者の要支援状態の維持・改善に努めている事業所として判定をいただきました。

このことに伴い、平成 22 年 4 月 1 日から重要事項説明書へ「事業所評価加算」を追記させていただくこととなりますので、ご案内いたします。

2. 改正点

【加算料金】へ「事業所評価加算」を追記いたします。

事業所評価加算 月額 1,023 円 自己負担月額 102 円

3. 改正日 平成 22 年 4 月 1 日